

告示

埼玉県告示第六百七十二号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	平成三十年度	地籍図三十一枚	双柳第九地区（令和二年六月	調査を行った時期	調査を行った成果の調査を行った認め
	令和元年度	地籍簿一冊	大字双柳の一部十五日	地名	称地区年月日